

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和2年8月17日付けで行った文書「1. にじの丘学園に統合された5小学校2中学校の学校図書で、にじの丘学園へ持っていった図書に関する各校作成のリスト。2. 上記5小2中で、2016年度、2017年度に購入した図書のリスト、購入冊数、購入予算が分かる文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和2年9月17日付け2瀬学教第1211号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和2年8月17日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和2年9月17日付け2瀬学教第1211号で行った公文書一部開示決定の処分について、開示された公文書以外に存在するはずである公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 令和元年6月10日付け「校長会提案 7校閉校までの学校図書の扱いについて（3案）」（以下「校長会提案」という。）には、「1 各学校の蔵書の扱いについて」の確認があり、最初に、「各学校でH30・31年度に新規で購入した図書は、著しい破損等がない限り、にじの丘学園の学級文庫として再利用する」と記載されており、その上で、「にじの丘へ持って行く本は、リストを作成し、引っ越し用に段ボールに梱包する」との記載がある。つまり、学級文庫として再利用するとした上で、「リストの作成」を決定したのである。

イ 処分庁は、「なぜ作成しなかったのか」との質問に「手間がかかるので作成しなかった」旨を答えた。

しかし、リストを手書きで作成しなければならない時代ならともかく、各学校の図書管理はパソコンで管理しており、「手間がかかる」という回答は理解できない。

また、弁明書では、「にじの丘学園図書館の蔵書として登録せず、廊下や教室での自由閲覧とした。よって、リストの作成は、5小2中校長の合意の上不要とした。」と言う。

仮に「自由閲覧」であるとしても、リストの作成の要不要とは別問題である。基本的に、にじの丘学園に持っていくとした図書は、平成30年度、令和元年度（つまり、にじの丘学園へ統合される直近の2年間）に新規に購入された図書である。豊かとは言い難い図書購入予算から購入された図書について、リストを作成するの

は当然の公的「責務」でもある。そのような理解も含めて、リストの作成は決定されたものとする。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 「にじの丘学園に統合された5小学校2中学校の学校図書で、にじの丘学園へ持っていった図書に関する各校作成のリスト」については作成をする予定であった。
- (2) リストに掲載予定であった図書は、にじの丘学園図書館の蔵書として登録せず、廊下や教室での自由閲覧とした。よって、リストの作成は、5小2中校長の合意の上不要とした。
- (3) 開示した文書以外、審査請求人の主張する文書は不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

- | | |
|------------|--|
| 令和2年 8月17日 | 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出 |
| 令和2年 9月 1日 | 処分庁は公文書開示決定等期間延長通知書を送付 |
| 令和2年 9月17日 | 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付 |
| 令和2年10月 2日 | 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出 |
| 令和3年 2月26日 | 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼 |
| 令和3年 3月18日 | 処分庁から審査庁へ弁明書を提出 |
| 令和3年 3月29日 | 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼 |
| 令和3年 4月15日 | 審査請求人から審査庁へ反論書を提出 |
| 令和3年 8月 3日 | 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施 |
| 令和3年12月10日 | 審査庁から審査請求人へ口頭意見陳述聴取の際に出た質問に対する処分庁からの回答書を提出 |
| 令和4年 4月26日 | 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出 |
| 令和4年 6月20日 | 第1回審査 |

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

令和2年度から新しくにじの丘学園小中学校ができた時に5つの小学校と2つの中学校（以下「7校」という。）から図書が移転された。図書の移転については、7校の校長による会議において決定していた。7校の実務としては、直近2年分の図書館の蔵書に加え司書担当者が選んだもの又は校長らが選んだものを移転することになった。取り寄せた記録によると、それをリストにし移転すると、前年度の6月位に決めていた。それが分かったので、そのリストが見たいと情報開示請求したところ、そのリス

トが無いというのが概要である。

図書というのは公の財産であるから、リストも無しで、7校が図書を移転するということはあり得ない。だから校長らもリストの作成を前年度に決定していた。このことから、リストはあるだろうと思い今回審査請求した。

(2) そこで、本審査会は、「にじの丘学園に統合された5小学校2中学校の学校図書で、にじの丘学園へ持っていった図書に関する各校作成のリストの作成」について次のとおり調査し、審査を行った。

ア 一部開示決定通知書で「平成30年度・令和元年度に購入したもの以外でにじの丘学園へ持っていった図書のリスト」が不存在のため不開示としているが、「平成30年度・令和元年度に購入したものでにじの丘学園へ持っていった図書のリスト」はあるのか確認した。

処分庁は、「平成30年度・令和元年度に購入したものでにじの丘学園へ持っていった図書のリスト」は無いが、平成30年度・令和元年度に購入した図書をにじの丘学園に移転する対象としており、当該購入した図書のリストは7校に残っているため、それを開示文書としたとの回答であった。また、にじの丘学園では、移転に際し、図書とリストとの確認は行うことなく受入れをし、また、移転後の図書は学級図書として利用することから、移転後の図書を図書館の蔵書のようにデータ化して管理する等を行っていないとの説明であった。

イ 7校の校長は、「校長会提案」に基づき「にじの丘へ持っていく本は、リストを作成」し、図書館ボランティアもリストアップにかかわる等して図書の移転を進めることを校長会で合意していたと思われるが、そこから、リストを作成しないこととなった経緯はあるか確認した。

処分庁は、図書以外にも膨大な量の備品等の移転が発生し、備品等についての移転リストを作成していく中で、図書の移転リストの作成が困難になり、図書の移転リストの作成を中止することに決まったとの回答であった。なお、図書の移転リストの作成中止については、会議資料等が残っていないことから、校長会等で資料のないまま意見交換で決まった可能性があるとの説明であった。

ウ 移転後に、にじの丘学園で受け入れた図書のリストを作成することもできたが、作成していない理由について確認した。

処分庁は、にじの丘学園に移転した図書を学級図書として利用しており、学級図書は図書館の蔵書のうち古くて貸し出せる状態ではないもの等を廃棄し、学校内で再利用するという考え方で実施していることから、新たにリストは作成しないこととしているとの回答であった。加えて、にじの丘学園に移転した図書が新しいものであることは承知しているが、7校の図書は、全部廃棄処分することも検討し、もったいないので学級図書として移転することとした経緯があり、他の学校での学級図書の運用に合わせてリストは作成していないとのことであった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、開示

された公文書以外に存在するはずであると審査請求人が主張する「にじの丘学園に統合された5小学校2中学校の学校図書で、にじの丘学園へ持っていった図書に関する各校作成のリスト」は存在しないという結論に至った。なお、「にじの丘学園に統合された5小学校2中学校の学校図書で、にじの丘学園へ持っていった図書に関する各校作成のリスト」の開示請求に対し処分庁が開示した文書は、7校が購入した図書のリストを、移転した図書のリストの代わりになりそうなものとして開示したものであるが、処分庁は当該リストを用いて移転の確認を行っていないことから、当該リストの開示をもって開示請求に係る文書を開示していることにならない。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の文書作成等について、補足的に意見を述べる。

処分庁は、「校長会提案」において移転する図書のリストを作成することを決定しているので、リストの作成を中止した際に、その経過や決定内容等について明確にするために文書を作成する必要がある。

また、図書の移転時にリストを作成できなかったとしても、にじの丘学園で受入れ後にリストを作成し、管理することは可能であったと思われる。この点について、処分庁は、他の学校での学級文庫の運用方法に合わせ、移転する図書を廃棄処分するものとみなしリスト化等の管理をしなかった旨を説明している。この場合、購入して間もない図書を廃棄処分の対象とすることについていくら図書が経理上「消耗品」扱いとなるとしても、適正な公費支出並びに循環型社会を目指す瀬戸市の施策等に照らし疑義が生じることから、廃棄処分の根拠となるような基準等を検討し、当該疑義に対し説明できるように文書を作成する必要がある。

以上のことから、市民への説明責任を果たすためにも、意思決定に係る文書は重要なものであるとの認識を持って事務を進められたい。